装装制第７０７７号
３１．３．２９

大　臣　官　房　長
防衛省本省の施設等機関の長
各　幕　僚　長
情　報　本　部　長
防　衛　監　察　監
各 地 方 防 衛 局 長
殿

防衛装備庁長官
（公印省略）

機能性能仕様書及びカタログ仕様書の記載要領について（通知）

標記について、装備品等標準化実施細則（防装管第４９５５号別添。７．９．２９）第１９条の規定に基づき別添のとおり定め、平成３１年４月１日から施行し、新たに作成又は改正する機能性能仕様書及びカタログ仕様書に適用することとしたので通知する。

なお、経装第１４４４０号（２２．１１．２２）は、平成３１年３月３１日をもって廃止する。

添付書類：機能性能仕様書及びカタログ仕様書の記載要領
配布区分：長官官房総務官、長官官房人事官、長官官房会計官、長官官房監察監査・評価官、長官官房各装備開発官、長官官房艦船設計官、各部長、施設等機関の長

機能性能仕様書及びカタログ仕様書の記載要領

Ⅰ　趣旨

この記載要領は、装備品等の調達に使用する機能性能仕様書及びカタログ仕様書の書式による仕様書の作成に関し必要な事項を定めるものとする。

Ⅱ　機能性能仕様書及びカタログ仕様書の記載要領

１　用語の定義

この記載要領に用いる用語は、装備品等標準化実施細則（防経装第４９５５号別添。７．９．２９）の別紙（以下「細則別紙」という。）によるほか次のとおりとする。

(1) 機能性能仕様書

機能性能仕様書は、機能性能の記述を主体とし、必要以上に細部にわたる要求事項について記載しないことを原則とした仕様書をいう。

(2) カタログ仕様書

カタログ仕様書は、市販品を調達する際に使用する仕様書であって、製造者等がカタログで明示した製品の名称、形式、番号、種類、等級等（以下「製品名等」という。）により仕様を示したものをいう。

(3) 市販品

市販品は、防衛省以外の顧客に対しても販売等が行われている製品であって、製品名等を示すことにより調達することができるものをいう（顧客の要求に合わせ軽微な変更を行うものを含む。）。

(4) 寄託品

寄託品は、契約に基づく保管、修理又は改造の対象として、官が契約の相手方に寄託するものをいう。

２　構成等

機能性能仕様書及びカタログ仕様書の構成等は、細則別紙による。

３　まとめ方と配列の順序

機能性能仕様書及びカタログ仕様書のまとめ方と配列の順序は、原則として次のとおりとする。

(1) 機能性能仕様書のまとめ方と配列の順序

ア　総則

(ｱ) 適用範囲

(ｲ) 用語及び定義

(ｳ) 種類・等級

(ｴ) 製品の呼び方

(ｵ) 引用文書等

イ　製品に関する要求

(ｱ) 構成

(ｲ) 特性

ａ　機能性能

ｂ　整合性

ｃ　その他

材料、表示その他特に必要とする事項

ウ　品質確認

(ｱ) 品質管理

(ｲ) 監督・検査

(ｳ) その他

認定、初回試験その他特に必要とする事項

エ　出荷条件

オ　その他の指示

(ｱ) 官給品・貸付品・寄託品

(ｲ) 附属品・予備品

(ｳ) 承認用図面・承認用見本等

(2) カタログ仕様書のまとめ方と配列の順序

ア　一般事項

イ　品名及びカタログ製品名

ウ　特別な要求

エ　監督・検査

4　機能性能仕様書及びカタログ仕様書の細部記載要領

機能性能仕様書及びカタログ仕様書の細部記載要領は、Ⅲ及びⅣに規定するもののほか、細則別紙による。

Ⅲ　機能性能仕様書の細部記載要領

1　総則

(1) 適用範囲

ア　適用範囲には、対象の範囲を簡潔明瞭に記載する。

イ　製品、対象の分野、種別、使用目的、用途、使用時期、使用条件、品質、性能　等について、必要なものを明示する。

ウ　適用範囲の記載例は、次のとおりとする。

例１

1.1　適用範囲

この仕様書は，主として航空機に使用する○○○○○について規定する。

例２

1.1　適用範囲

この仕様書は，一般の○○○作業などに使用する○○○○について規定する。

例３

1.1　適用範囲

この仕様書は，定格周波数50 Hz・60 Hz 共用の○○○○について規定する。

(2) 用語及び定義

ア　使用する用語の意義を明確にしておく必要があるものを記載する。ただし、本文中の「注」又は「注記」において定義することが適当と判断される場合を除く。

イ　定義を必要とする用語は、次のとおりとする。

(ｱ) その仕様書のみで用いる特殊な用語
(ｲ) 外国語及び外来語で一般化されていない用語
(ｳ) 他の仕様書等で定められている用語であっても、その意味を限定又は拡大して用いるもの
(ｴ) 訓令その他の規則で定めている用語であって、その意義を確認しておく必要のあるもの

(3) 種類・等級

ア　製品に対する要求品質を、いくつかに分類する必要がある場合は、それぞれの目的に適するよう種類・等級を設ける。

イ　仕様書に記載する種類・等級の区分は必要最小限度とする。

ウ　種類は、性能、成分、構造、形状、寸法、大きさ、色、製造方法、使用方法等により区分する。

エ　種類には、使用者が選択を誤らないよう、各区分の適用条件が明らかとなる表現を用いる。

オ　種類は、その製品に要求される品質水準（基準値、公差、純度、信頼度等）の高低及び品質特性項目の多少により、更に等級に区分する。

カ　等級には、品質水準の高低の順に、１級、２級、３級、……、あるいは、クラスＡ、クラスＢ、……等製品の品質の優劣が明らかとなる表現を用いる。

キ　必要に応じ、各種類・等級の適用条件、区分の根拠等について記載してもよい。

ク　種類・等級は、記号化（種類・等級を簡明に区分するため、アルファベット数字等を用いた記号を付与することをいう。以下同じ。）してもよい。

ケ　種類・等級の記載例は、次のとおりとする。

例　種類・等級を記号化する場合

1.3　種類・等級

種類・等級は，表〇〇による。

表〇〇－種類・等級

種　　類		等級	記号
頭部の形	口の形		
やり形	両口	なし	ＳＤ
丸形	両口	なし	ＨＤ
	片口	１級	ＨＳ１
		２級	ＨＳ２
注記　記号の第１文字のＳはやり形を，Ｈは丸形をそれぞれ表し，記号の第２文字のＤは両口を，Ｓは片口をそれぞれ表し，記号の第３文字の数字は級を表す。ただし，級区分がない場合は，第３文字を省略する。			

(4) 製品の呼び方

製品の呼び方を、仕様書の名称の引用等により簡潔に記載する。種類・等級及びこれに応じた製品の呼び方が複数存在する場合には、製品の呼び方の一例を示す。

製品の呼び方の記載例は、次のとおりとする。

例１　種類・等級が単一の場合

1.4　製品の呼び方

製品の呼び方は，表〇〇による。

表〇〇－種類・等級

製品の呼び方	注記
〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇

例２　種類・等級が複数存在し、記号を用いない場合

1.4　製品の呼び方

製品の呼び方は，仕様書の名称及び種類による。

例　水温検知錘　（深海面用）

例３　種類・等級が複数存在し、記号を用いる場合

1.4　製品の呼び方

製品の呼び方は，仕様書の名称及び表〇〇の記号による。

例　〇〇〇〇〇〇　ＳＤ

(5) 引用文書等

ア　引用文書等には、仕様書に直接引用する引用文書及び仕様書に記載した事項を更に補足するための関連文書の名称等を記載する。また、引用文書等は、引用文書と関連文書に分けて記載する。

なお、引用文書等のない場合は、引用文書等の項は設けない。

イ　引用文書等は、特に版を指定する必要があるものを除き入札書又は見積書の提出時における最新版を適用する。

ウ　引用文書等の全部若しくは一部又は箇条若しくは部分を引用する場合、仕様書の本文中にその引用部分を明記しなければならない。

エ　引用文書等の記載順序

同種の規格及び仕様書等においては、アルファベット順及び昇順で記載する。

オ　引用文書等の記載例は、次のとおりとする。

例１　引用文書及び関連文書の双方を記載する場合

1.5　引用文書等

a)　引用文書この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1)　規格

ＪＩＳ　Ｋ　２２２０　グリース

ＪＩＳ　Ｚ　１６２０　鋼製ペール

ＮＤＳ　Ｚ　０００１　包装の総則

2)　法令等

装備品等の製造設備等の認定に関する訓令（昭和５０年防衛庁訓令第４４号）

b)　関連文書

ＭＩＬ　Ｇ　２３８２７　GREASE, AIRCRAFT AND INSTRUMENT, GEAR AND ACTUATOR SCREW

例２　引用文書のみを記載する場合

1.5　引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　規格

ＪＩＳ　Ｋ　２２０３　　灯油

ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－４　原油及び石油製品－密度の求め方－第４部：密度・質量・容量換算表

ＮＤＳ　Ｚ　０００１　　包装の総則

b)　仕様書

ＤＳＰ　Ｚ　１００２　鋼製ドラム，２００Ｌ

c)　法令等

工業標準化法（昭和２４年法律第１８５号）

揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和５１年法律第８８号）

２　製品に対する要求

(1)　構成

構成は、製品の構成を明確にするため、各構成品の名称、数量その他製品の構成に関する事項について、原則として表を用いて記載する。また、将来、構成品単位で取り扱うことが予想される製品については、この項において、その構成を記載する。

ア　構成品については、次のとおり記載する。

(ｱ) 構成品は、形式、参考番号等を記載する。

(ｲ) 構成品が組立部品一式又は組立品の場合は、それぞれ物品管理の対象となる個々の内容品を記載する。

(ｳ) 構成品のうち一部を欠く場合は、その欠くものを調達要領指定書その他の書面において明確にする。

(ｴ) 構成品は、附属品及び予備品を含まない。

イ　構成の記載例は、次のとおりとする。

例

2.1　構成

構成は，表○○による。

表○○－構成

番号	構成品名	形式	数量	注記
1	周波数測定部	空洞共振形	1	付図○○
2	周波数指示部	デジタル形	3	付図○○
3	周波数偏位測定部	直読形	1	付図○○

(2) 特性

特性は、製品の使用目的等に応じて、その製品に不可欠な要求事項を次のとおり記載する。

ア　機能性能

機能性能は、原則として数値で表し（測定又は計測可能な数値で上限と下限を示す。）、目標値ではなく達成値を記載する。また、内容により、一般的機能性能、条件付機能性能及び構造等に区分して記載する。ただし、機能性能として、一つにまとめて記載してもよい。

一つにまとめた場合の記載例は、次のとおりとする。

例

2.2　機能性能

○○○温度計の機能性能は，表○○のとおりとする。

表○○－○○○○○

単位　℃

番号	形式	構造	測定可能範囲	誤差	注記
1	大型	防水	－55 ～ ＋135	±1.0	○○○○
2	中型	防火	－10 ～ ＋1 240	±1.5	○○○○
3	小型	屋内	－20 ～ ＋70	±0.5	○○○○

(ｱ) 一般的機能性能

a　一般的機能性能は、要求する機能性能のうち、条件付機能性能及び構造等に記載するもの以外のものを記載する。

b　一般的機能性能の記載例は、次のとおりとする。

例１

2.2.1　一般的機能性能

一般的機能性能は，ＮＤＳ　Ｃ　０００Ｘ（○○用○○機器通則）の3.1による。

例２

2.2.1　一般的機能性能

この装置は，○○○の○○に搭載し，主に○○の出力○○及び○○の測定ができる一般的機能性能を有すること。

(ｲ) 条件付機能性能

a　適用範囲に記述した目的及び用途のほか、材料、製造、組立、試験、検査、設置等について、設計段階から必要とされる要求事項を記載する。

b　設計条件及び安全規定（火薬取締法、高圧ガス保安法、危険物の規制に関する政令等）について記載することが必要な場合は、この項に記載する。記載に当たっては、関連する規格、仕様書、法令等を引用する。

c　設計に必要な、他の装置、施設等との関係に関する事項（特に、出力する関連装置との接続、適合性等）を記載する。

d　技術援助契約によって導入する装備品等に関しては、特定の条件又は約束に基づいて入手した技術資料によって設計する旨を記載する。

e　条件付機能性能の記載例は、次のとおりとする。

例１

2.2.2　条件付機能性能

条件付機能性能は，次による。

a)　この装置は，高圧ガス保安法及び電波法に適合しなければならない。

b)　この装置は，日米政府間覚書及び○○○に基づき，米国○○社が作成したSystem Specification For Model ○○(DR-12XX JUL 19XX)及び特別仕様（○○○，○○）の要求を満足すること。

例２

2.2.2　条件付機能性能

条件付機能性能は，ＮＤＳ Ｃ ０００２の 2.1 及び 2.3 によるほか次による。

a)　このテストセットは，ＵＨＦ無線機と電気的及び機械的に適合すること。

b)　使用電源は，AC 100 V 50/60 Hz 単相１ kVA 以上とする。

例３

2.2.2　条件付機能性能

本装置は，○○社設計製造の○／○○－○○と同等のものとし，契約の相手方は，○○社との技術提携によって導入した○○に基づき製造すること。

(ｳ) 構造等

構造等は、製品に関する要求で、機能性能に直接影響を与える場合（構造、形状、寸法及び質量が整合性に関係なく要求される場合で、組立精度、はめ合い精度、強度､均衡状態等を特に考慮する必要があるとき）に記載する。記載要領は、「整合性」の項における構造の記載要領に準じる。

イ　整合性

整合性は、製品を含むシステム内、又は当該システムと他のシステムとの間における連接のための条件であり、機能的整合性と物理的整合性に区分する。

この製品を含めたシステムとその他のシステムの間の整合性を求めることによりその製品の機能及び性能を効率よく伝達し、発揮するために必要な機能的整合性と物理的整合性についての要求事項を記載する。

(ｱ) 機能的整合性

機能的整合性は、製品の入力及び出力について定量的に記載し、作動部分の機能についても記載する。また、操作方法の違いが整合性の相違の要因になる場合は、操作方法のすべての要求事項別に記載する。

機能的整合性の記載例は、次のとおりとする。

例１　製品の入力及び出力について定量的に整合を記載する場合

2.3　整合性

この製品の予備の出力端子（ＡＵＸ等）の出力は，表○○のとおりとする。

表○○－○○○○○

単位　mA

端子名	出力の種類	規定値	注記
ＡＵＸ	音響信号	1.2 ～ 1.4	○○○○
ＳＰＡＲＥ　１	主音声信号	1.6 ～ 1.8	○○○○
ＳＰＡＲＥ　２	副音声信号	1.6 ～ 1.8	○○○○

例２　作動部分の機能の整合性について記載する場合

2.3　整合性

この製品のアクチュエータ部の出力は，○○○との接続時を考慮し，表○○のとおりとする。

表○○－○○○○○

出力位置	圧力 (Pa)	可動幅 (mm)	連接部の形態
アクチュエータ	＋2 000	0 ～ 200	ＪＩＳ　○　○○○○による。
アクチュエータ	＋1 500	50 ～ 150	ＪＩＳ　○　○○○○による。
アクチュエータ	＋1 000	0 ～ 300	ＪＩＳ　○　○○○○による。

(ｲ) 物理的整合性

物理的整合性は、主として、構造等に係る要求に当たって、連接部分の許容誤差について定量的に記載する。物理的整合性についての要求事項は、具体的な全体の寸法図、制御系整合図、組立部品図等により記載する。

ａ　構造

(a) 組立品について、運用条件、耐久性、寸法、質量及び安全性の確保面から特に構造に関する事項を記載する必要がある場合、又は「機能性能」の項に記載するよりも、この項に記載する方が合理的で、品質の確保及びライフサイクルコストの低減に効果が得られる場合には、機構、部材の構成等、回転方向、進行方向、側面指示、配置その他の事項（水抜きの穴の位置等）などについて記載する。

(b) 技術進歩に伴う製品の改善を阻害しない記載とする。

(c) 記載に当たっては、極力、図を併用する。また、図には、構成部品又は主要部の名称を記入し、文章等との関係を明らかにする。ただし、構造の一例を図で示した場合には、その理由をこの項中に記載する。

(d) 構造に形状及び寸法を含めて記載することで容易に理解ができる場合は、これらを一つの項にまとめる。

(e) 図を併用する場合の構造の記載例は、次のとおりとする。

例

2.3.1　構造

構造は，ＮＤＳ Ｃ ０００Ｘによるほか，付図○○～○○による。また，詳細は承認された承認用図面による。

なお，各機器の構造は，次のとおりとする。

a)　制御器　天井つり下げ形の箱形構造で，○○の搬出入に支障がない寸法に分割できること。

b)　表示器　壁面埋め込み形の箱形構造とし，操作パネルは，付図○○によるほか，詳細は承認された承認用図面による。

(f) 構造の細部について記載する場合の記載例は、次のとおりとする。

例１　機構について記載する場合

a)　○○は，次による。

1)　マスタシリンダは，ロッドによってピストン又はプランジャを作動し，ブレーキに必要な油圧を発生させる構造とする。

2)　ピストン又はプランジャの戻り位置（解放状態に戻った位置）では，シリンダ内と液だめとの間は，リリーフポート又は給油口によって貫通していること。

例２　構成部品について記載する場合

2.3.1　構造

安全帽は，強固な帽体の内側にハンモック及び汗止め革を内装し，汗止めと帽体との間に緩衝バンドを入れ，帽体内面に防護パッドを内装することによって，下方を除く外部のいかなる方向から来る衝撃に対しても頭部を保護する構造のものであって，安全帽の脱げるのを防ぐために強固なあごひもを取り付け，各部は5.2 ～ 5.9の規定を満足しなければならない。

例３　取付品について記載する場合

a)　○○は，次による。

1)　内部には，内部温度を正確に示すバイメタル温度計又はこれに代わるものを取り付けること。

例４　部材の構成について記載する場合

e)　ホースは，次による。

1)　布巻きホースは，内面ゴム層，布層及び外側ゴム層からなる。

2)　編み上げ式ホースは，内面ゴム層，編み上げ糸層及び外側ゴム層からなる。

例５　回転方向等について記載する場合

b)　回転式ゲートを持つ映写機では，垂直送りから水平送りに回転する場合，フィルム片がランプ側から見て反時計方向に回転する構造になっていること。

例６　配置について記載する場合

f)　ペダルは２個とし，右側をアクセルペダル，左側をブレーキペダルとする。

例７　関連装置との連接について記載する場合

c）　この装置は，仕様書番号○○○○－○○○に規定する表○○に示す関連装置と連接し，所要の性能を発揮すること。また，この装置と関連装置との連接の形態は，付図○○を標準とする。

表○○－関連装置

品名	数量	注記
○○無線装置	1	○○○－３９
○○管制装置	2	○○○－２４

b　形状、寸法及び質量

(a) 形状、寸法及び質量の要求条件は、単一部品及び組立部品について互換性及び整合性の確保のため、形状、寸法及び質量（角度、面積、体積等を含む。）を記載する必要がある場合、又は「機能性能」の項に記載するよりも、この項に記載する方が合理的で、品質の確保及びライフサイクルコストの低減に効果が得られる場合には、この項に記載する。

(b) 互換性及び整合性にかかわる重要な規定値を定める場合には、測定の方法、条件、測定機器の精度等について記載する。

(c) 形状、寸法及び質量の規定値を定める場合には、基準値と許容差、上限値及び下限値、上限若しくは下限のいずれか一方の値又はこれらの適宜な組合せで記載する。

(d) 形状、寸法及び質量の記載例は、次のとおりとする。

例

2.3.2　形状，寸法及び数量

形状は付図○○によるほか，承認された承認用図面による。また，寸法及び質量は表○○による。

表○○－○○○○○

品名	寸法　(mm)			質量 (kg)
	高さ	幅	奥行	
○○○○	1 950以下	3 010以下	3 740以下	35.5 以下

ウ　その他

機能性能及び整合性以外の製品に関する要求事項について、材料、表示その他特に必要な事項を記載する。

(ｱ) 材料

a　材料は、「機能性能」及び「整合性」の項に記載する特性のみでは、製品の品質及び性能上の整合性に関する記載事項として十分ではない場合、又は信頼性及び耐久性に関する事項を記載する必要がある場合に記載する。ただし､材料で認定を条件とする場合は､「品質確認」の項に記載する。

b　材料は、製品の製造等に当たり、部品及び材質に関して規制を要する事項を記載する。

c　コストの低減を図るため、民生品の活用を考慮した記載とする。

d　材料に関する品質要求事項が生産工程及び使用部品数等の最小化に反しない記載とする。

e　製品の品質を確保するために必要な材料が、国定規格、国際規格、防衛省規格等（以下「国定規格等」という。）に規定されている場合には、これらによる。

f　同等な材料については、次のとおり記載する。

(a) 製品の材料を国定規格等に規定されているものに限定する必要がない場合には、「○○○○（規格名）又は○○(材料の特性を示す。）が、これと同等以上のもの」と記載する。

(b) 「同等以上のもの」とは、適用する規格の材料と同系統の材料であって、これを使用した製品の品質が当該規格の材料を使用したときと同じか又はそれ以上となるものを意味し、材料の特性（成分、引張強さ、硬さ、伸び、切削性、耐食性、耐熱性等)の何が同等な材料なのかを明確にする。

(c) 同等な材料を記載する場合の記載例は、次のとおりとする。

例

f)　弁本体に使用する材料は，ＪＩＳ Ｈ ３２５０（銅及び銅合金の棒）のＣ３７７１又は引張強さ及び伸びが，これと同等な材料とする。

g　製品の品質を確保するのに必要な材料が、一般の規格として規定されていない場合には、その材料の特性を記載するものとし、材料の特性（成分）を記載する場合の記載例は、次のとおりとする。

例１

c)　○○の材料は，ＪＩＳ　Ｈ　２１０５に規定の鉛地金に，２ ％を超え５ ％以下の量のＪＩＳ Ｈ ２１０８に規定のすず地金を配合したものとする。

例２

c)　○○の材料は，鉛の純度９５ ％以上のもので，すずの含有量が２ ％を超え，鉛及びすず以外の成分が１ ％未満のものとする。

(ｲ) 表示

製品の操作方法、取扱い上の注意事項等の表示、塗色、視認表示その他の表示にかかわる要求事項を記載する。

(ｳ) その他特に必要な事項

a　技術審査

技術審査（仕様書の細部不確定要素を確定するもので、調達要求元が行う要求内容の補完行為をいう。)は、仕様書に明確に記載できない不確定要素について、仕様の細部を定める場合に記載する。

b　信頼性

信頼性は、製品に関する要求及び対応する使用条件を明確にして記載する。また、その信頼性を確保するために必要な場合は、信頼性活動を要求することができる。

信頼性の記載例は、次のとおりとする。

例
2.4.2　信頼性
信頼性は，ＮＤＳ　Ｚ　９０１１(信頼度予測)によって算出したＭＴＢＦ（平均故障間隔）が200時間以上であること。

c　整備性

整備性は、取得する製品について、特に日本工業規格に定義される整備の性質に関する要求がある場合、又は整備等に必要な整備用器材について記載することが必要な場合に記載する。

また、整備性と信頼性を分離して記載することが困難な場合は、一つにまとめて記載する。

整備性の記載例は、次のとおりとする。

例　一つにまとめて記載する場合
2.4.2　信頼性及び整備性
信頼性はＭＴＢＦ（平均故障間隔）1 500時間以上とし，整備性はＭＴＴＲ（平均修復時間）30分以下とする。
また，ＭＴＢＦ及びＭＴＴＲの算出基準は，それぞれ日本工業規格（ＪＩＳ　Ｚ　８１１５）信頼性用語による。

３　品質確認

(1) 品質管理

ア　品質管理は、ＤＳＰ　Ｚ　９００８を引用して記載する。

イ　品質管理の記載例は、次のとおりとする。

例1
3.1　品質管理
品質管理は，ＤＳＰ　Ｚ　９００８によるものとし、要求事項は，ＤＳＰ　Ｚ　９００８の表１のａによる。

例２
3.1　品質管理
品質管理は，ＤＳＰ　Ｚ　９００８によるものとし、要求事項は，ＤＳＰ　Ｚ　９００８の表１のｂによる。

例３
3.1　品質管理
品質管理は，ＤＳＰ　Ｚ　９００８によるものとし、要求事項は，ＤＳＰ　Ｚ　９００８の表１のｃによる。

(2) 監督・検査

監督・検査の方法について必要な事項を記載する。

監督・検査の方法によって製品の品質に差が生ずる可能性があり、また、製品の品質が一般的な監督・検査の方法では確保できない場合には、試験方法等を記載する。

また、品質確認に関する要求事項として認定等を要求する場合は、その結果等の活用を考慮した記載とする。

監督・検査の記載例は、次のとおりとする。

例

3.2.1　試験方法及び検査

試験方法及び検査は，次による。

a)　環境条件による試験方法は，表○○による。

表○○－○○○○○

項目	試験方法	試験条件
耐震性	ＮＤＳ　Ｃ　０１１０による。	非作動状態でＮＤＳ　Ｃ　０００２の耐震性区分Ｃによる。
対衝撃性	ＮＤＳ　Ｃ　０１１０の衝撃試験の第２試験方法による。	非作動状態でＮＤＳ　Ｃ　０１１０の衝撃試験表２による。

b)　検査は，表△△による。

表△△－○○○○○

検査項目	試験方法	判定基準
環境条件に対する性能	表○○による。	○．○による。

(3) その他

品質管理及び監督・検査以外の品質確認に関する要求事項について、認定等、初回試験その他特に必要な事項を記載する。

ア　認定等

装備品等の製造設備等の認定に関する訓令（昭和５０年防衛庁訓令４４号）第３条第１項の規定に基づく製造設備等の認定、工業標準化法（昭和２４年法律第１８５号）第１９条第１項若しくは第２項又は第２３条第１項若しくは第２項の規定に基づく認証等を要求する場合に記載する。

認定等の記載例は、次のとおりとする。

例１

3.3　認定

この○○○には，装備品等の製造設備等の認定に関する訓令が適用される。

例２

3.3　認証

この仕様書で調達される製品は，工業標準化法第１９条第１項若しくは第２項又は第２３条第１項若しくは第２項の規定に基づき，同法第１９条第１項の表示を付すことを認められたものでなければならない。

イ　初回試験

初回試験を要求する場合は、試験の基準、その他特に必要な事項について記載する。

初回試験の記載例は、次のとおりとする。

例

3.3 初回試験

初回試験は，○○○－○○○○によるものとし，初回試験品目は，○○○○による。

なお，○○○○に記載されていない品目については，○○○－○○○○の規定による。

4　出荷条件

出荷条件は、特に必要がある場合に記載する。

例

4　出荷条件

出荷条件は，ＮＤＳ　Ｚ　０００１による。

5　その他の指示

官給品、貸付品、寄託品、附属品・予備品、承認用図面・承認用見本等について必要な事項を記載する。

(1) 官給品・貸付品・寄託品

ア　製品の製造等に必要な部品、材料、器材等について、製造者等に支給、貸付け又は寄託することを条件とする場合は、これら官給品、貸付品又は寄託品の種類、数量、物品番号（部品番号）、条件等について記載する。

イ　官給品・貸付品・寄託品の記載例は、次のとおりとする。

例１

5.1　官給品及び貸付品

官給品及び貸付品は，次による。

a)　官給品は，表○○による。

表○○－官給品

番号	品名	Ｓ／Ｎ又はＰ／Ｎ	数量	条件
1	ADAPTER	○○○－○○○－○○○○－○	1	○○○○○
2	ANTENNA	○○○－○○／○	1	○○○○○

b)　貸付品は，表△△による。

表△△－貸付品

番号	品名	Ｓ／Ｎ又はＰ／Ｎ	数量	条件
1	○○測定装置	○○○－○○○○	1	○○○○○
2	○○設置架台	○○○－○○○○	1	○○○○○

例２

5.1　寄託品

寄託品は，表○○による。

表○○－官給品

番号	品名	Ｓ／Ｎ又はＰ／Ｎ	数量	条件
1	○○○○装置	○○－○○○○	1	○○○○○
2	○○○ポンプ	○○○－○○○	1	○○○○○

(2) 附属品・予備品

ア　附属品・予備品の細部について、名称(部品番号等)及び数量を明示して記載する。調達数量を調達要領指定書で指定することができるように記載してもよい。

イ　附属品に互換性を要求する場合は、形状、寸法その他の品質を記載する。

ウ　附属品は、一般的に次の品目とする。

(ｱ) 補助取付け具（アタッチメント等）
(ｲ) カバー類、止め金具等
(ｳ) 工具類
(ｴ) 取扱説明書
(ｵ) 検査（試験）成績書
(ｶ) 履歴簿（来歴簿）

エ　予備品は、製品の基本数量以上の数量を要求しない。

オ　附属品・予備品の記載例は、次のとおりとする。

例１

5.2　付属品・予備品

付属品・予備品は，表〇〇及び表△△のとおりとする。

表〇〇－付属品

番号	品名	数量	注記
1	フランジアダプタ　１３インチ	1	〇〇〇〇〇
2	温度計用センサ	1	〇〇〇〇〇

表△△－予備品

番号	品名	数量	注記
1	駆動電動機用ブラシ	1	〇〇〇〇〇
2	ヒューズ	1	〇〇〇〇〇

例２

5.2　附属品

附属品は，数量を調達要領指定書で指定する場合を除き，表〇〇によるものとし，細部は承認された承認用図面による。

表〇〇－附属品

番号	品名	数量	注記
1	接続ケーブル	1	〇〇〇〇〇
2	付属品収納箱	1	〇〇〇〇〇

(3) 承認用図面・承認用見本等

ア　承認用図面（製品の製造に必要な形状、寸法、質量、包装等について、細部事項を確定するために提出を要求する図面を指し、試作的要素を含む場合において、承認用図面の内容確認のための資料として提出を要求する設計計算書等を含む。）及び承認用見本等（契約の相手方が、契約担当官等の承認を受けるため、仕様書に基づく製品の製作に先立ち作成し提出する見本（模型を含む。）及び契約に含まれる技術資料等をいう。）を要求する場合に記載する。

イ　承認用図面において、部品数が多く、組立図の部品欄に記載が困難なものは、別に部品表を作成し図面の一部とする。

ウ　承認用図面の種類は、組立図、部品組立図、部品図、詳細図、工程図、結線図（接続図）、電線図（配線図）、配管図、系統図、基礎図、据付図、配置図、装置図、外形図形構造線図、曲面線図等とする。

エ　承認用図面・承認用見本等の記載例は、次のとおりとする。

例１

5.3　承認用図面・承認用見本

契約の相手方は，○○○の製造に先立ち，表○○に示す承認用図面・承認用見本を提出し，契約担当官等の承認を受けなければならない。

表○○－承認用図面・承認用見本

番号	承認用図面・承認用見本	提出先	数量	注記
1	○○○組立図	契約担当官等	2	○○○○○
2	○○○承認見本	契約担当官等	1	○○○○○

例２

5.3　技術資料等

契約の相手方は，技術資料等を表○○のとおり提出するものとする。

表○○－技術資料等

番号	技術資料等	提出先	数量	注記
1	整備用資料	○○○○○	1	○○○○○
2	取扱説明書（教育用）	○○○○○	1	○○○○○
	類別資料	○○○○○	1	○○○○○

例３

5.3　承認用図面

契約の相手方は，契約担当官等の定めるところにより次の承認用図面を○○部提出し，承認を受けるものとする。

設計計算書

組立図

結線図

Ⅳ　カタログ仕様書の細部記載要領

１　一般事項

一般事項には、「製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。」と記載する。

また、２(4)アからカまでに掲げる理由により「又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)」と付記することができない場合を除き、更に「この仕様書に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。」と記載するなど、記載したカタログ製品名が例示であることを明確にする。（「調達品目表」を用いる場合は、「調達品目表」に記載してもよい。）

一般事項の記載例は、次のとおりとする。

> 例
>
> １　一般事項
>
> この仕様書は，○○○で使用する○○○○○○の調達について規定する。○○○○○○の仕様は，箇条３に規定する事項を除き製造者の仕様及び社内規格並びに商慣習による。
>
> なお，この仕様書に記載したカタログ製品名は，製品を選定する際の参考として例示したものであり，当該製品を指定するものではない。

２　品名及びカタログ製品名

(1) 品名には、個別製品の一般的名称を記載し、カタログ製品名には、製造者がカタログで明示した製品名等を記載する。ただし、品名及びカタログ製品名は、「調達品目表」に記載してもよい。

(2) カタログ製品名は、複数（可能な限り多数）記載し、当該カタログ製品名の後に「又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）」と付記する。

(3) 「又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）」としただけでは同等とする性能等が分かりにくい場合（カタログ製品名を複数記載できない場合等）には、同等とする性能等の内容を必ず記載する。ただし、必要以上に細部にわたる事項について記載してはならない。

(4) カタログ製品名を複数記載できない場合(「又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)」と付記することができない場合を含む。）は、その理由が次に掲げる区分のいずれに該当するかを明らかにしなければならない。（複数選択することもできる。）

ア　装備品等の部品、構成品等であって、当該装備品等の品質・性能を確保するため、特定の製品を調達する必要があり、同等品の存在が見込めないもの

イ　書籍その他の著作物であって、特定の製品を調達する必要があり、同等品の存在が見込めないもの

ウ　装備品等の部隊使用に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第７４号）第４条第１項の規定に基づく承認を受けた装備品等

エ　試験、研究又は競技用として特定の製品を調達する必要があり、同等品の存在が見込めないもの

オ　教育の効果的な実施又は装備品等の標準化のため、既に調達した装備品等と同一の製品を調達することが特に必要なもの

カ　自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第３条第２項に規定する活動のために必要とする装備品等であって緊急に調達する必要があるもの

キ　仕様書作成時の市販品調査の結果、要求仕様を満たす市販品が１種類しか確認できなかったもの

(5) (4)アからカまでの理由により、特定の製品を調達する必要がある場合は、その理由を記載した「製品指定理由書」を作成する。

「製品指定理由書」の記載例は、別紙第１から別紙第８までのとおりとする。

(6) (4)キの理由によりカタログ製品名を複数記載できない場合は、要求仕様、調査方法等を記載した「調査結果報告書」を作成する。

「調査結果報告書」の記載例は、別紙第９のとおりとする。

(7) 過去に作成したカタログ仕様書と同一内容のカタログ仕様書を作成しようする場合は、カタログ製品名の変更の有無等を確認するとともに、前回調達時、(4)キの理由によりカタログ製品名を複数記載できなかったものについては、再度市販品調査を行う。

(8) 品名及びカタログ製品名を仕様書の本文に記載する場合の記載例は、次のとおりとする。

例

2　品名及びカタログ製品名

この仕様書で調達する製品の品名等及びカタログ製品名並びに数量は，表○○による。

表○○－品名及びカタログ製品名

品名	カタログ製品名	数量
移動式空気圧縮機	△△△△△（株）○○○○○○－○○－○○， □□□□□（株）○○○○○○－○○－○○ 又は同等以上のもの（他社製品を含む。） （圧力は1.0 MPaで吐出空気量は570 1/min以上）	○○台
充電用シリコン整流器	◇◇◇◇（株）○○○○，▽▽▽▽（株）○○○○又は同等以上のもの（他社の製品を含む。） （停電保証時間は２時間以上）	○○台

(9) 品名及びカタログ製品名を「調達品目表」に記載する場合の記載例は、次のとおりとし、「調達品目表」の記載例は、別紙第１０のとおりとする。

例

2　品名及びカタログ製品名

この仕様書で調達する製品の品名及びカタログ製品名は，調達品目表による。

３　特別な要求

表示（銘板、刻印等）、塗装等の特別な要求について記載する。性能、構造等の変更に係る要求事項を記載してはならない。（軽微なものを除く。）

特別な要求の記載例は、次のとおりとする。

例１

3.1　銘板の取付け

ＮＤＳ　Ｚ　８０１１による１種銘板を取り付ける。

例２

3.2　塗装の指定

○○は，ＪＩＳ　Ｋ　５５７２のフタル酸樹脂エナメル２種又は同等品で塗装するものとし，塗色は，ＮＤＳ　Ｚ　８２０１の色番号2314ＯＤ色とする。

４　監督・検査

監督・検査は、「契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。」と記載する。

別紙第１

装備品等の部品、構成品等として特定の製品を調達する必要がある場合の記載例
（Ⅳ２(4)アに該当）

製品指定理由書

調達要求番号	○−○○−○○○○○−○○○○−○−○○	作成部課	○○○○
調達要求年月日	平成○○年○○月○○日	作成年月日	平成○○年○○月○○日
仕様書番号	○○○－○○○○○○○－○		

品名	カタログ製品名	製品指定理由	
航空機用部品	○○○○－○○－○○○－○○○○	☑部品，構成品等 □著作物 □部隊使用承認 □試験，研究，競技 □教育，標準化 □国際貢献等	（部品） 輸送ヘリコプタ○○－○○○の部品であり，装備品等の品質・性能を確保するため，当該製品を購入する必要がある。

別紙第２

装備品等の部品、構成品等として特定の製品を調達する必要がある場合の記載例
（Ⅳ２(4)アに該当）

製品指定理由書

調達要求番号	○−○○−○○○○○−○○○○−○−○○	作成部課	○○○○
調達要求年月日	平成○○年○○月○○日	作成年月日	平成○○年○○月○○日
仕様書番号	○○○－○○○○○○○－○		

品名	カタログ製品名	製品指定理由	
艦艇用汚物処理剤	(株)○○○○○ △△△△△	☑部品，構成品等 □著作物 □部隊使用承認 □試験，研究，競技 □教育，標準化 □国際貢献等	（専用品） 艦艇に搭載されている接触酸化式汚物処理装置（(株)○○○○○）用の汚物処理剤であり，取扱説明書において銘柄が指定されており，代替品が存在しない。

別紙第３

書籍その他の著作物であって、特定の製品を調達する必要がある場合の記載例
（Ⅳ２(4)イに該当）

製品指定理由書

調達要求番号	○−○○−○○○○○−○○○○−○−○○	作成部課	○○○○
調達要求年月日	平成○○年○○月○○日	作成年月日	平成○○年○○月○○日
仕様書番号	○○○−○○○○○○○−○		

品名	カタログ製品名	製品指定理由	
書籍	○○出版(株) □□□□□□□ □□□□□ ISBN ○−○○○○−○○○○−○	□部品，構成品等 ☑著作物 □部隊使用承認 □試験，研究，競技 □教育，標準化 □国際貢献等	（書籍） 厚生用の図書として当該書籍を購入する必要がある。

書籍その他の著作物であって、特定の製品を調達する必要がある場合の記載例
（Ⅳ２(4)イに該当）

製品指定理由書

調達要求番号	○−○○−○○○○○−○○○○−○−○○	作成部課	○○○○
調達要求年月日	平成○○年○○月○○日	作成年月日	平成○○年○○月○○日
仕様書番号	○○○－○○○○○○○－○		

品名	カタログ製品名	製品指定理由	
データベースソフトウェア	△△△社 ○○○○○○○ ○○○	□部品，構成品等 ☑著作物 □部隊使用承認 □試験，研究，競技 □教育，標準化 □国際貢献等	（ソフトウェア） 米国の連邦補給カタログ及び調達履歴データベースのデータを連携させて検索することができる唯一のデータベースであり，米国国防省等において採用実績がある。

装備品等の部隊使用に関する訓令第４条第１項の規定に基づく承認を受けた装備品等の場合の記載例

（Ⅳ２(4)ウに該当）

製品指定理由書

調達要求番号	○−○○−○○○○○−○○○○−○−○○	作成部課	○○○○
調達要求年月日	平成○○年○○月○○日	作成年月日	平成○○年○○月○○日
仕様書番号	○○○－○○○○○○○－○		

品名	カタログ製品名	製品指定理由	
てき弾発射器用弾薬（演習弾）	◎◎◎◎◎◎社 40㎜×46 □□□ □□□□□□□	□部品，構成品等 □著作物 ☑部隊使用承認 □試験，研究，競技 □教育，標準化 □国際貢献等	仕様書の大臣承認年月日 平成○○年○月○日

競技用として特定の製品を調達する必要がある場合の記載例
（Ⅳ２(4)エに該当）

製品指定理由書

調達要求番号	○−○○−○○○○○−○○○○−○−○○	作成部課	○○○○
調達要求年月日	平成○○年○○月○○日	作成年月日	平成○○年○○月○○日
仕様書番号	○○○－○○○○○○○－○		

品名	カタログ製品名	製品指定理由	
5.6 mm 普通弾，ロングライフル	□□□社 △△△△△	□部品，構成品等 □著作物 □部隊使用承認 ☑試験，研究，競技 □教育，標準化 □国際貢献等	（競技用） 現在の国際大会において各国選手が主流に使用している弾薬であり，市販製品の中では本製品が最も弾道等が安定しているため，オリンピック等の国際大会に出場する強化選手の訓練用の弾薬として本製品を指定するものである。

教育の効果的な実施のために特定の製品を調達する必要がある場合の記載例
（Ⅳ２(4)オに該当）

製品指定理由書

調達要求番号	○−○○−○○○○○−○○○○−○−○○	作成部課	○○○○
調達要求年月日	平成○○年○○月○○日	作成年月日	平成○○年○○月○○日
仕様書番号	○○○－○○○○○○○－○		

品名	カタログ製品名	製品指定理由	
○○用テスタ	◇◇◇(株) ○○○－○	□部品，構成品等 □著作物 □部隊使用承認 □試験，研究，競技 ☑教育，標準化 □国際貢献等	（教育用） ○○課程の学生用の教材として使用している○○用テスタ（◇◇◇(株)○○○－○）の補充用として調達するものであり，課程教育の効率化のため，取扱い方法等が○○○－○と同一の製品を調達する必要がある。

国際平和協力活動用として特定の製品を調達する必要がある場合の記載例
（Ⅳ２(4)カに該当）

製品指定理由書

調達要求番号	○−○○−○○○○○−○○○○−○−○○	作成部課	○○○○
調達要求年月日	平成○○年○○月○○日	作成年月日	平成○○年○○月○○日
仕様書番号	○○○－○○○○○○○－○		

品名	カタログ製品名	製品指定理由	
宿営地防護用器材	▽▽▽社 □□□□□ （○’×○’×○’）	□部品，構成品等 □著作物 □部隊使用承認 □試験，研究，競技 □教育，標準化 ☑国際貢献等	（国際平和協力活動用） ○○○○○国際平和協力活動の宿営地防護用器材として，米国を始めとするＮＡＴＯ諸国において採用実績がある▽▽▽社□□□□□を緊急に調達する必要があるため。

別紙第９

要求仕様を満たす市販品を１種類しか確認できなかった場合の記載例
（Ⅳ２(4)キに該当）

調査結果報告書

調達要求番号	○−○○−○○○○○−○○○○−○−○○	作成部課	○○○○
調達要求年月日	平成○○年○○月○○日	作成年月日	平成○○年○○月○○日
仕様書番号	○○○－○○○○○○○－○		

以下のとおり調査を行ったが，要求仕様を満たす市販品は、１種類しか確認できなかった。

品名	要求仕様	調査方法	確認できた市販品のカタログ製品名
移動式バリケード	１　形式 移動式，遮断バー上下式 ２　耐衝撃能力 6.8 t/48 km 以上	☑カタログ （カタログ名 ・△△△社油圧バリケード ・(株)○○○○製品カタログ） ☑企業への問い合わせ （問い合わせ先 ・□□□□(株) ・(株)○○○○） ☑他機関への問い合わせ （問い合わせ先 ・□□□□□□ ・△△△△△△） ☑インターネット □その他 （　　）	△△△社○○○○○

調達品目表に記載する場合の記載例

調達品目表

調 達 要 求 番 号	○−○○−○○○○○−○○○○−○−○○	作 成 部 課	○○○○
調達要求年月日	平成○○年○○月○○日	作成年月日	平成○○年○○月○○日
仕 様 書 番 号	○○○－○○○○○○○－○		

品名	カタログ製品名 a)	数量
移動式空気圧縮機	△△△△△△(株)○○○○○○－○○－○○，□□□□(株)○○○○○○－○○－○○又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）（圧力は 1.0 MPa で吐出空気量は 570 l/min 以上）	○○台
充電用シリコン整流器	◇◇◇◇(株)○○○○，▽▽▽▽(株)○○○○又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）（停電保証時間は２時間以上）	○○台

注 a)この調達品目表に記載したカタログ製品名は，製品を選定する際の参考として例示したものであり，当該製品を指定するものではない。